受付期限
５月３０日(金)まで

令和７年度農業振興ビジョン関連予算

魅力ある農業の創生事業補助金

農業振興ビジョンとは

竜王町の農業の持続的な活性化をめざすため、おおよそ30年後の将来を見通しながら、当面10年間に取り組む「基本構想」と直近５年間に取り組む「実施計画」を記載した農業のあるべき姿のこと。

また、農業の将来像として「しが竜王グッドサークル農業」を掲げ、基本的な方向性として、５つの戦略を示しました。

戦略１：魅力的な仕事として継続・向上できる「プロフェッショナル農業」
戦略２：町内外の交流を生み出す「観光・６次化農業」
戦略３：生きがいや福祉、教育など、町民の幸福度が向上する「地消地産・健康農業」
戦略４：竜王町の原風景と環境を守る「土地利用型農業」
戦略５：未来社会を先導する「循環型農業」

魅力ある農業の創生事業補助金とは

農業振興ビジョンの実現に向けた具体的な施策として、「魅力ある農業の創生事業」を補助金事業として推進していきます。

事業内容では、従来から実施しているビニールハウスの整備支援の拡充や環境こだわり農産物栽培の支援やスマート農業の導入支援や果樹の苗木購入の支援を継続するとともに、新たに農業経営支援を創設しました。

なお、魅力ある農業の創生事業補助金は、予算の範囲内において補助金を交付します。申請多数の場合は補助率を変更する場合があります。

裏面へ

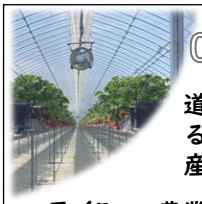

01 特産品の産地育成

道の駅等の直売所で町内産農産物を充実させるとともに、竜王町らしい魅力ある特産品の産地形成を図る

取組 農業者および農業者の組織する団体(以下農業者等という)が施設園芸作物を栽培・出荷するために５０㎡以上のビニールハウスを新規整備する　※中古は除く

単価 １棟あたりの購入額の２分の１以内または１棟当たり５０万円のいずれか低い額を上限として予算の範囲内で支援します。

申請書類 交付申請書、事業計画書、位置図、カタログの写し、ビニールハウスの金額がわかるもの 等

POINT！

・国や県等の事業で支援を受けた場合は、対象外とする

02 食の安全安心推進

化学肥料や化学合成農薬の使用量を５割以上低減することで、環境への負荷削減に効果の高い営農活動を図る

取組 農業者等が環境こだわり農産物認証制度に基づく栽培を行い、認証を受ける

単価 滋賀県環境こだわり農産物の栽培に要する経費の２分の１以内または１０ａあたり４，０００円のいずれか低い額を上限として予算の範囲内で支援します。

申請書類 交付申請書、事業計画書、環境こだわり農産物の栽培経費がわかるもの　等

POINT！

・国や県等の事業で支援を受けた場合は、対象外とする

03 スマート農業の導入

持続可能な農業の実現に向けて、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した農業技術を導入するための支援を図る

取組 農業者等が町が推奨するスマート農業導入を行う

単価 技術導入に要する経費の２分の１または１人あたり３０万円のいずれか低い額を上限として予算の範囲内で支援します。支援の対象は１台まで、申請については年度中に１回限りとします。

申請書類 交付申請書、事業計画書、機械カタログの写し、機械金額がわかるもの　等

POINT！

・この対象機械は、自動操舵システム(内蔵型含む)、リモコンorロボット草刈機、農業用ドローン、環境制御システム(モニタリング装置含む)
・国や県等の事業で支援を受けた場合は、対象外とする

04 果樹の生産力向上

観光農園の生産力向上に向けて、特に果樹の質や量を充実化するとともに、新たな品種を導入するための支援を図る

取組 町が戦略的に進める指定品種（果樹）の新植または改植を行う

単価 果樹の苗木１本あたりの購入額の２分の１以内または５，０００円以内のいずれか低い額を上限として予算の範囲内で支援します。ただし、１人あたり１０万円を上限とします。

申請書類 交付申請書、事業計画書、位置図、苗木の金額がわかるもの 等

POINT！

・国や県等の事業で支援を受けた場合は、補助金の対象額から除外する

05 農業経営支援

New

持続可能な農業活動やビジネス発展に向けて農業経営改善や農業経営サポートのための支援を図る

取組 農業経営コンサルタントや農業経営支援アドバイザーを利用する

単価 農業経営に関して専門家等の利用に要する経費の２分の１以内または１人あたり３０万円のいずれか低い額を上限として予算の範囲内で支援します。申請については年度中に１回限りとします。

申請書類 交付申請書、事業計画書、見積書　等

POINT！

・支援対象は個人や法人とする
・国や県等の事業で支援を受けた場合は、対象外とする

申請の流れ

農業者	交付申請
	事前着手（任意）
町	交付決定
農業者	事業着手
	取組１・３・４については２者以上の見積書が必要になります。
農業者	実績報告
	提出書類は別途対象者にご案内します。
町	額の確定
農業者	交付請求
町	支　払

※原則、交付決定後に事業に着手する必要があります。ただし、交付決定前着手届を提出した場合はこの限りではありません。

発行 竜王町農業振興課
TEL 0748-58-3706
竜王町　農業

事業詳細および申請様式ダウンロードは町ホームページをご覧ください。